

2011年5月31日
首都圏青年ユニオン

SHOP 99 「名ばかり店長」 裁判勝訴についての声明

2011年5月31日、東京地裁立川支部において、首都圏青年ユニオン組合員の清水文美さんが原告となり、SHOP 99を運営する株式会社九九プラスを訴えた裁判において、原告の判決が言い渡された。

判決は、清水さんがSHOP 99の店長として勤務していた状態について、労働基準法の認める管理監督者にはあたらないとして、時間外賃金44万8376円と付加金20万円の支払いを株式会社九九プラスに対して命じた。また、判決は、清水さんのうつ病の原因はSHOP 99に勤務中の長時間労働にあり、会社は安全配慮義務を怠ったとして、100万円の慰謝料を認めた。

首都圏青年ユニオンは、この判決を原告の主張をほぼ全面的に認めた勝利判決として評価するものである。株式会社九九プラスと100%出資の親会社である株式会社ローソンは、この判決を真摯に受け止め、株式会社九九プラスが控訴しないよう強く求めるものである。

清水さんは、高校卒業後、8年間のアルバイト生活を経て、「正社員になりたい」という気持ちからハローワークで見つけたSHOP 99の正社員求人に応募し就職した。入社して半年もしない内に事実上の店長となり、慣れない仕事のなかで長時間労働を強いられることになった。店長職となると、商品管理、売上げ管理、アルバイト管理まで一人でやらなければならない。24時間営業の店舗でのトラブルがあると、深夜でも店舗にかけつけなければならない。シフトに入れるアルバイトが組めなければ自分で入って働くしかなかった。そのなかで、異常な長時間労働を強いられることとなった。SHOP 99では、新入社員であった清水さんにまともな研修すら受ける機会も与えずに異常な長時間労働に従事させた。ひどい時には4日間で80時間以上の労働に従事し過労死ラインを超える労働時間だった。清水さんは「店長業務を下ろしてほしい」と相談したが会社は「業務内容は変わらないぞ」と述べ負担を減らすような措置は行われなかった。

清水さんは、「会社の燃料のように働かされた」という。燃え尽きる会社のエンジンに放り込まれて燃えかすしか残らないような働き方を強いられたからだ。そうしたなかで、うつ病を発症し、SHOP 99を病気休業した。

清水さんの年収は300万円だった。「名ばかり管理職」をめぐる裁判闘争でも、もっとも年収の低い部類に入ると思われる。こうした年収で過労死ラインを超える労働時間を強いられ、さらに管理監督者にさせられていたわけであり、SHOP 99の異常性はきわだ

っている。会社側の主張にのっとして時給を割り戻し計算すると時給724円となり最低賃金を割り込んでしまうほどの低賃金・長時間労働だった。

清水さんは、病気休業後、首都圏青年ユニオンに加入し、株式会社九九プラスに対して長時間労働に起因するうつ病の責任を追及するたたかいを開始した。労災申請は認定されたが、会社側は団交でも責任を認めずに裁判闘争に入っていた。

今回の判決は、清水さんの闘病しながらのたたかった重要な成果であり、私たちは清水さんが立ち上がったことを誇りに思う。そして、多くの方の支援を受けて、この勝利判決を勝ち取ったことを誇りに思うものである。

清水さんは、いまでも薬を飲みながら生活をしている。就労そのものが医師の判断によって止められてもいる。清水さんは病気が治癒した際には、株式会社九九プラスに復職したいと希望している。清水さんが病気治癒後に復職できる労働環境を整え、清水さんが復職できるまで、首都圏青年ユニオンは最後までたたかう決意である。

いま、清水さんのように、年収200万円から300万円程度で長時間労働を強いられている、「低処遇正規社員」「周辺的正社員」とよばれる正社員が特に若年層で増加している。「ブラック企業」という言葉も流行語になっている。今回の判決は、こうした劣悪な労働条件で働く多くの労働者に勇気を与えると確信している。清水さんは「普通に働くということがどうしてこんなにたいへんなのか」と言った。ほんとうに、この社会はおかしなことになってしまっている。首都圏青年ユニオンは、異常な長時間労働に苦しむ多くの労働者とともに、あたりまえの働き方を取り戻すために奮闘する決意である。